

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1437号から第1439号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼書」ほかの16文書の開示決定及び「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼文ひな形（平成27年度以前のもの）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1437号】

- (2) 「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1438号】

- (3) 「総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1439号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
1437	平成28年5月23日	平成28年6月7日	平成28年7月19日	平成28年8月18日	個人	横浜市長
1438	平成28年7月20日	平成28年8月3日	平成28年8月8日	平成28年9月6日	個人	横浜市長
1449	平成28年12月2日	平成28年12月14日	平成28年12月19日	平成29年1月16日	個人	横浜市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
1437	<p>「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼書 (2)さかえ区民活動センター ふらっと栄 パンフレット (3)ふらっと栄の利用について(確認事項) (4)横浜市上郷地区センター パンフレット (5)豊田地区センターのご案内 (6)横浜市豊田地区センター パンフレット (7)横浜市本郷地区センターご利用案内 (8)飯島コミュニティハウス案内 (9)横浜市上郷矢沢コミュニティハウス利用案内 (10)庄戸中学校コミュニティハウス ご利用案内 (11)本郷小学校コミュニティハウス パンフレット (12)横浜市栄区民文化センターリリース ご利用のてびき『会館のご案内』 (13)横浜市栄区民文化センターリリース ご利用のてびき ホール (14)横浜市栄区民文化センターリリース ご利用のてびき ギャラリー (15)栄公会堂 パンフレット (16)横浜市立図書館利用のご案内」並びに「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼文ひな形(平成27年度以前のもの)(以下「文書1」という。)(2)掲載記事に関する団体との記録(以下「文書2」という。)」及び「「ふらっと通信 登録団体紹介(以下「文書3」という。)」「タウンニュース さかえ de 輝くサークル」記事一覧及び元原稿(以下「文書4」という。)」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当</p> <p>○個人の氏名及びメールアドレス(文書1及び文書2)</p> <p>○個人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス(文書3及び文書4)</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p>	原処分 妥当
1438	<p>「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>(人事委員会規則第17号第26条2項別表3の換算率は、初任給を計算する際に個人ごと個々の職歴ごとに適用しており、統計として利用することはないため作成しておらず、保有していないため。)</p>	原処分 妥当
1439	<p>総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法(事務)の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。</p>	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>(採用された者の個々の前歴が本市一般行政事務と同種か異種かの分類については、個別に職務内容を検討し過去の採用事例に鑑み判断しており、具体的な職種を列記した「運用マニュアル」に類するものは作成しておらず、保有していないため。)</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
1437	<p>《ぷらっと通信及びタウンニュースの団体紹介記事作成に係る事務について》</p> <p>栄区では、市民局市民協働推進部地域活動支援課が制定した市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン（2003年11月制定。2005年6月改定）を受けて、栄区市民活動支援センター・生涯学習支援センター事業要綱（平成18年12月15日制定栄地振第1155号（区長決裁）。以下「センター事業要綱」という。）を定め、これに基づき栄区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）の事業として、地域で生涯学習、市民活動、ボランティア、NPOなど様々な分野で活動している団体やこれから活動しようとする人を支援する拠点となるぷらっと栄を区役所とは別の場所で事業展開している。</p> <p>ぷらっと栄では、ぷらっと栄の最新情報や区内の活動情報を掲載する情報紙である「ぷらっと通信」を平成27年度までは隔月で、平成28年度以降は毎月発行している。</p> <p>栄区では、区内で活動する団体を区民に紹介するため、ぷらっと通信で団体紹介を行っていたほか、地域情報誌「タウンニュース」に「さかえ de 輝くサークル」という掲載枠を確保して団体の紹介を行っていた。</p> <p>ぷらっと通信に活動団体の情報の掲載を希望する団体は、掲載希望月の2か月前の中旬から下旬に掲載依頼書をぷらっと栄に提出することとされていた。また、タウンニュースの「さかえ de 輝くサークル」欄については、栄区がぷらっと栄の登録団体から活動紹介の掲載依頼書の提出を受け、掲載依頼書に記載されている内容を参考に地域振興課が掲載記事を作成していた。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本件に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載されている別表1の内容に該当すると考えられる別表2及び別表3に記載の各文書である。</p> <p>実施機関は、本件開示請求に対して、別表2の文書について本件開示決定を行い、別表3の文書について、個人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。</p> <p>これに対して、審査請求人は、審査請求書において、別表3の文書2について、審査請求人が所属する団体（以下「所属団体」という。）と地域振興課とのやり取りの文書が含まれていないこと及び別表3の文書中にある嘱託員の氏名を非開示とした理由がない旨を主張している。</p> <p>実施機関は、この主張を受けて、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録である別表4の文書を特定して一部開示決定（以下「本件追加一部開示決定」という。）を行った。</p> <p>本件追加一部開示決定を受けた後も、審査請求人は反論書において「非開示となった関連資料の有無を明らかにすべき」と主張している。</p> <p>そこで、当審査会としては、本件処分及び本件追加一部開示決定において実施機関が行った文書特定の妥当性及び実施機関が非開示とした嘱託員の氏名の条例第7条第2項第2号の該当性について、以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件審査請求文書及び別表4の文書のほかに、所属団体と地域振興課の職員との間でのやり取りの記録があるはずであると主張している。一方、実施機関は、本件審査請求を受けて、本件審査請求文書のほかに、別表4の文書を対象行政文書として特定し、本件追加一部開示決定を行ったと説明している。</p> <p>イ そこで、当審査会としては、実施機関が本件審査請求文書を特定して本件処分を行ったこと及び別表4の文書を特定して本件追加一部開示決定を行ったことの妥当性について確認するため、平成29年4月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件開示請求の時点の審査請求人との口頭のやり取りにおいては、審査請求人は所属</p>

答申 番号	判断の要旨
1437	<p>団体と地域振興課とのやり取りの経過は承知しているために、所属団体との記録は本件開示請求の対象に含めず、登録団体紹介記事の原稿を変更したことがある他の団体と地域振興課とのやり取りの記録に関して開示を求めるとのことであった。このため、実施機関は、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書から除き、他の団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書として特定した。</p> <p>(イ) 審査請求人との口頭のやり取りを踏まえて対象行政文書を特定の上、本件処分を行ったが、本件に係る開示請求書の「請求項目5) 同上 紹介記事作成にあたって当該団体と記述内容をめぐって何らかの意見の隔たりが表面化したケースの有無、あった場合は、その概要及び処理状況についての資料・メモなど記録一式」との記載については、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を除く旨の補正を求める、確認した上で補記をする等の対応は取らなかった。</p> <p>(ウ) 審査請求書において所属団体と地域振興課とのやり取りの記録も含む趣旨であるという審査請求人の主張がなされたこと及び本件に係る開示請求書において除外する旨の補正は行われていなかったことから、所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メール（添付ファイルを含む。以下同じ。）を本件開示請求に係る対象行政文書として追加特定し、本件追加一部開示決定を行った。</p> <p>本件追加一部開示決定を行うに当たっては、以下の探索を行った。</p> <p>(エ) 本件における関係職員は、ぷらっと通信掲載原稿の確認対応を行った嘱託員1名、タウンニュース掲載原稿の確認対応を行った嘱託員1名及びこの2名の不在時に対応を行った嘱託員1名の計3名のぷらっと栄の嘱託員並びに地域振興課の職員1名及び係長1名の計5名である。</p> <p>(オ) 対象行政文書の探索、再確認の具体的方法としては、本件審査請求を受けた後、関係職員の上司である地域振興課長及び地域振興課係長の指示の下、当時業務で使用していたぷらっと栄のパソコン3台のハードディスク内に残っている電子メールのやり取りの記録について、ぷらっと栄の複数の嘱託員が、ファイル検索機能を用いて該当するファイルを探した。その後、地域振興課の職員がぷらっと栄に行き、電子メールのやり取りの記録について再度探索した。</p> <p>ぷらっと栄の嘱託員とやり取りする可能性のある地域振興課の職員及び係長の使用していたパソコン2台についてもハードディスクに残っている電子メールのやり取りの記録を地域振興課の職員及び係長がファイル検索機能を用いて探索した。</p> <p>(カ) 電子メール以外のやり取りの記録や文書については、地域振興課の職員が関係職員の使用していたパソコン全てのハードディスク内を所属団体名や関係する個人名でファイル検索機能を用いて探索するとともに、紙文書を保管している共用キャビネットについても地域振興課の職員が探索したが、該当する文書の存在を確認できなかった。</p> <p>(キ) ぷらっと通信及びタウンニュースの登録団体紹介記事の最終原稿は、決裁を受けた後に保存しているが、変更の経過は当該決裁文書には記載されていない。登録団体紹介記事の掲載原稿の所属団体と地域振興課とのやり取りは、通常の事務処理方法として電子メールで行っており、前記(ウ)の電子メールのほか別途やり取りの記録も作成していない。</p> <p>(ク) 以上の探索の結果、地域振興課がぷらっと通信への掲載依頼書の提出を依頼した以降の該当する前記パソコン計5台のハードディスク内のデータに残っている電子メールのやり取りの記録について、当該団体の代表者及びその他の会員と地域振興課とのやり取りのあった電子メールを特定し、その全てを紙に打ち出して、内容を確認して本件追加一部開示決定を行った。</p> <p>ウ また、当審査会が改めて確認したところ、本件に係る開示請求書には「「栄区発行『ぷらっと通信』および『タウンニュース』栄区版の「さかえ de 輝くサークル」掲載にあたっての行政文書・資料の一式」・・・「5) 同上 紹介記事作成にあたって当該団体と記述内容をめぐって何らかの意見の隔たりが表面化したケースの有無、あった場合は、その概要及び処理状況についての資料・メモなど記録一式」と記載されているが、当該項目の補正及び補記はされていない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1437</p>	<p>エ 以上を踏まえて、当審査会としては次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 前記のとおり、本件開示請求に係る対象行政文書の特定に当たって、審査請求人と地域振興課との間で口頭によるやり取りがあったとしても、本件に係る開示請求書の記載からは、審査請求人が所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を本件開示請求の対象から除いていると解する記載は認められなかった。</p> <p>(イ) したがって、実施機関が所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールについて、本件開示請求の対象行政文書として特定しなかったことの根拠は確認できず、口頭のやり取りを踏まえて所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書から除いたとする実施機関の主張は是認できない。</p> <p>(ウ) しかしながら、本件審査請求を受けて、所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールを、本件開示請求の対象行政文書として追加特定し、本件追加一部開示決定を行ったことは、結果として妥当であったと考える。</p> <p>(エ) 次に、地域振興課は、登録団体紹介記事の原稿を修正する場合は、該当する団体と電子メールでやり取りしており、修正後の最終原稿で掲載に係る決裁を経ている。当審査会で、当該電子メールを確認したところ、登録団体紹介記事の原稿修正について、複数回にわたる登録団体と地域振興課との一連のやり取りが確認できた。このような実施機関の事務処理方法や登録団体と地域振興課との一連のやり取りが当該電子メールの内容で確認できることを踏まえると、追加特定した別表4の文書のほかに所属団体と地域振興課とのやり取りの記録について存在しないという実施機関の説明は特段不合理ではない。</p> <p>(オ) また、当該電子メールのほかに、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録の存在を推認させる特段の事情も確認できなかった。</p> <p>(カ) したがって、本件審査請求文書及び追加で特定した別表4の文書のほかに審査請求人の求める文書は存在しないという実施機関の主張は、是認できる。</p> <p>《嘱託員の氏名の条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、嘱託員の氏名を非開示とした根拠について説明を求めており、以下、嘱託員の氏名の本号該当性について検討する。</p> <p>イ 当審査会としては、実施機関が追加特定して本件追加一部開示決定したものを含めて、嘱託員の氏名を本号に該当するとして非開示としたことの妥当性について確認するため、平成29年4月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) ぷらっと栄の職員は、嘱託員であり、一般職職員である地域振興課の係長及び職員と連携し、地域振興課の課長又は係長の指揮の下、ぷらっと栄の運営を行っている。</p> <p>(イ) 嘱託員も一般職職員も共に名札を着用して窓口対応をしているが、嘱託員については職員録に掲載しておらず、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないため、条例第2条第2項第2号本文により非開示とした。</p> <p>ウ 以上を踏まえて、当審査会としては、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 嘱託員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。</p> <p>(イ) 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。</p> <p>嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員であり、ぷらっと栄の嘱託員（以下「本件嘱託員」という。）は、センター事業要綱第8条に基づきぷらっと栄に配置されている。</p> <p>また、本件嘱託員の雇用期間は、横浜市区役所嘱託員就業要綱（平成4年4月1日総区第738号制定）第5条で「雇用開始の日から当該会計年度の末日まで」と規定されており、その職務内容は、同要綱第8条で「区長の指揮監督を受け、別表1・・・に掲げる職務内容のほか、区長が必要と認める職務を行う。」、同要綱別表1で「さかえ区民活動支援センターにおける市民活動・生涯学習に関する相談等の業務」と規定されている。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1437</p>	<p>実施機関は、一般職職員の氏名については、職員録に掲載していることから、本号ただし書アで規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示している。</p> <p>これに対し、雇用期間及び職務内容が限定され、一般職職員と職制が異なる嘱託員の氏名については、職員録に掲載されておらず、本号ただし書アで規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと解される。</p> <p>(ウ) また、嘱託員の氏名は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。</p> <p>(エ) したがって、嘱託員の氏名は本号本文に該当する。</p> <p>《その他》</p> <p>実施機関においては、開示請求の対象となる行政文書の特定に当たって、開示請求者と調整の上絞り込みを行う場合には、開示請求者との齟齬が生じることのないように、開示請求者に開示請求書の補正を求め、あるいは自ら補記をするなど、適切に対応する必要がある。</p>
<p>1438</p>	<p>《初任給の決定に係る事務について》</p> <p>横浜市では、一般職の職員の給与に関し、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）で給料表等を定めており、職務の級及び号給に応じた給料等を支給している。新たに採用された職員の初任給は、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号。以下「初任給規則」という。）に基づき決定される。</p> <p>初任給規則第6条第1項別表第2の初任給基準表では新たに職員となった者の区分ごとの号給を定めており、学歴、免許等を取得した以降に職歴等の年数がある場合には、任用規則第26条第2項別表第3に定める経験年数換算表の職歴の換算率（以下「換算率」という。）を適用して経験年数とし、経験年数のうち5年までの年数の月数について12月で除して得た数と5年を超える年数の月数について15月で除して得た数とを合算した数に4を乗じた数を初任給基準表の号給に加算する。</p> <p>総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）では、まず、採用予定者自身が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づいて、適用する換算率を判断し、経験年数を計算する。次に、経験年数から経験年数換算表の号給に加算する号給を計算し、計算結果を総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）へ提出する。労務課から提出された計算結果を受け、人事課では採用時の号給を決定している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、平成18年度から平成27年度までの横浜市職員社会人採用試験において採用された職員が有する職歴の換算率について、前職が国家公務員、地方公務員、公共企業体職員又は地方公営企業体職員（以下「公務員等」という。）及び民間における企業体、団体等の職員（以下「民間職員等」という。）の職歴別に、換算率の適用人数を統計としてまとめた行政文書を求めていると解される。</p> <p>イ 実施機関は、初任給を計算する際に、採用予定者が有する個々の職歴ごとに換算率を適用しており、統計として利用することはないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めているような統計処理された文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 採用予定者は、採用前に公務員等だけでなく民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合もあり、その際は、採用予定者一人の職歴に対し異なる換算率が適用されることとなる。そうすると、審査請求人が求めているような職歴別に換算率の適用人数を統計として割り出すことは難しい。</p> <p>(イ) 採用予定者の採用前の職歴は、職種や期間、雇用形態など様々であり、換算率は採用</p>

答申 番号	判断の要旨
1438	<p>時に採用前の職歴に応じた調整をして全ての職員の初任給の号給を決定するためのものである。初任給の号給は配属前に決定する必要があるが、採用直後の配属先やその後の異動先における業務内容は多岐にわたり、常に採用前の職歴を活かせる業務に就くとは限らない。採用時の初任給決定は、採用前の職歴に基づくものである。</p> <p>(ウ) 採用時の換算率にかかわらず、採用後は、職員が職務においてどのような業務成績をおさめ、成果を上げたかについて人事考課制度に基づき職員に対する評価を行っている。職歴換算は、採用時に採用予定者が有する年齢や職歴がそれぞれ異なることを考慮して、初任給を決定するための調整作業である。職歴換算は採用予定者の評価制度ではなく、採用後の人事評価と結びつけるものではない。そのため、採用後の人事評価は採用前の換算率と相関関係を見出すものではない。したがって、職歴ごとに換算率適用について統計処理をすること及び換算率ごとに採用後の成果を追うことは業務として必要がないと考える。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関の説明によると、換算率は、採用予定者が採用前に有する職歴に対して適用されるものであるとのことであった。採用後は、多種多様な職務内容に従事することとなり、採用前の職歴が必ずしも活かされるとは限らないという事情に鑑みると、採用時の換算率を基に採用後の業務成績を追うことはしておらず、審査請求人が主張するような費用対効果の検証のために統計をとる必要がなく、統計処理を行っていないとする実施機関の説明に不自然な点はない。</p> <p>(イ) 職歴換算は採用予定者が有する職歴を基に採用予定者を評価するためのものではなく、採用時に様々な職歴を有する採用予定者の初任給を職歴に応じて調整するための一要素であり、採用後に職員に対して行う人事評価とは性質を異にするという実施機関の説明は理解できる。</p> <p>したがって、採用前の職歴換算と採用後の人事評価には連続性が生じるものではなく、職歴ごとに適用される換算率について統計処理が必要であるという特段の事情は認められない。</p> <p>(ウ) また、当審査会で実施機関に確認したところ、横浜市では、毎年、社会人採用により100名前後の事務職を採用しており、その中においても公務員等及び民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合も多いとのことであった。</p> <p>そうすると、採用予定者の換算率は一律に統計処理できるものではないと解される。</p> <p>(エ) なお、審査請求人は、統計処理された文書が作成されていない場合には個々の任用実績を基に設計処理をし、区分ごとに表を作成することを求めている。しかし、情報公開条例第5条に規定する開示請求権は、開示請求時点で実施機関の保有している行政文書について、あるがままの形で開示することを求めることができる権利であって、新たに作成して開示することを義務付けるものではない。</p> <p>(オ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。</p> <p>ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。</p>
1439	<p>《初任給の決定に係る事務について》 (答申第1438号と同趣旨)</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、労務課が保有する初任給格付けマニュアル（以下「格付けマニュアル」という。）に記載されている「初任給格付の方法（事務）」の公務員同種、民間同種、公務員異種及び民間異種の4つに分類される具体的な職種の記事された行政文書を求めていると解される。</p> <p>なお、格付けマニュアルについては、審査請求人から別途開示請求がなされ、実施機関は開示決定を行い、審査請求人に開示している。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1439</p>	<p>イ 実施機関は、採用予定者が採用前に申告する職種及び職務内容詳細を個別に検討し、過去の採用事例に鑑みて、同種又は異種の判断をしており、職種名だけで直ちに判断をしていないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めていると解される具体的な職種を列記した運用マニュアルに類するものは作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 同種又は異種の判断については、採用予定者が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づき、同種又は異種の判断を個別に検討している。記載されている職種名と職務内容詳細に違いがあり、結びついていない場合、職種名のみに基づき同種又は異種の判断をすると、実際の職務内容からかけ離れた判断を行うこととなる。したがって、職種名による一律判断ではなく、職務内容詳細から判断を行っており、判断に際しては、労務課の担当職員が複数で確認している。</p> <p>(イ) 資格職で業務内容が全く同じである看護師や保健師等は公務員等と民間職員等の換算率に差は設けず、同種として換算しており、全ての職種において公務員等と民間職員等の換算率に差を設けているわけではない。</p> <p>(ウ) 同種又は異種の判断に迷う疑義案件については、当該業務を前年度以前から複数年度経験している者を含む労務課の担当職員、担当係長及び課長による格付調整会議を開き、労務課としての最終判断を行っている。格付調整会議では、疑義案件に係る申告書の職務内容詳細をパソコンの画面上で表示しながら、過去に類似事例がある場合には、当該事例のデータも参考に、いずれも個別具体的に検討し、判断している。したがって、過去の疑義案件を判断事例として集約した事例集や、同種又は異種の判断の手掛かりとなるようなものは作成していない。</p> <p>(エ) 同種又は異種の判断に基づき適用される換算率及び号給の計算結果については、当該年度の採用予定者全てのデータをまとめて、労務課長が決裁を行い、人事課へ提出している。</p> <p>決裁時の伺文書には、採用予定者が記載する職種名及び職種内容詳細に加え、換算率、経験年数及び初任給の号給が記された申告書が添付される。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関の説明によると、同種又は異種の判断については、採用予定者が記載する職種名からは、職務内容詳細が結びつかない場合があるため、職種名だけではなく職務内容詳細に基づいて判断を行っているとのことであった。仮に採用予定者が過去に営業職に従事していたとして、実際には営業のみならず経理等の総務業務を行う場合があることは想定し得る。このような事情に鑑みると、個別具体的に検討し職種名のみに基づき同種又は異種の判断を行わないため、分類ごとに具体的な職種名が列記された行政文書を作成する必要がないとする実施機関の説明は不合理とは言えない。</p> <p>(イ) もっとも、審査請求人が主張するように、職種名が記載された内部マニュアル等の文書がなければ同種又は異種の判断は労務課の担当職員の裁量によることとなり、一貫した客観性が担保されているかとの疑問が残る。そこで、当審査会で、行政文書性にかかわらず、過去の疑義案件に係る事例集や労務課の担当職員のメモ等の存否について改めて実施機関に確認したところ、採用予定者が記載する申告書のデータ以外に、判断の参考となる事例集やメモ等を含めていかなる資料や文書も作成しておらず、保有していないとのことであった。</p> <p>同種又は異種の判断には、過去の疑義案件や判断基準に関する何らかの文書があるはずであるという審査請求人の主張もあるが、審査請求人が求める同種又は異種に分類される具体的な職種の記された文書の存在は確認できず、また、存在を推認させる特段の事情は認められなかった。</p>

答申 番号	判断の要旨
1439	(ウ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。 ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、不自然とまでは言えない。

5 審査会の答申（別添のとおり）

資料 1：答申第1437号

資料 2：答申第1438号

資料 3：答申第1439号

6 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先	
市民局市民情報課担当課長 佐藤 暁良	Tel 045-671-2319

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1437号)

平成29年9月26日

横情審答申第1437号

平成29年9月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月18日栄地振第649号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼書」ほかの16文書の開示決定及び「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼文ひな形（平成27年度以前のもの）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の開示請求に対し、「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼書」ほかの別表2の文書を特定し開示とした決定及び「(1)タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼文ひな形（平成27年度以前のもの）」ほかの別表3の文書を特定し一部開示とした決定並びに別表4の文書を追加特定の上、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月7日付で別表2の文書を特定して行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）及び別表3の文書（以下、別表2及び別表3の文書を総称して「本件審査請求文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。本件開示決定及び本件一部開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）のうち、別表3中の文書2に係る一部開示決定については文書特定に不足があり、審査請求人が所属する団体（以下「所属団体」という。）と栄区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）とのやり取りの記録を特定して開示すること及び別表3の文書1から文書4までについて嘱託員氏名を非開示とした本件一部開示決定の取り消しを求めるというものである。

実施機関は、本件審査請求を受けて、別表4の文書を追加で特定して一部開示決定（以下「本件追加一部開示決定」という。）を行ったが、これに対して審査請求人は、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録がほかにあると主張して更に特定して開示すること及び本件追加一部開示決定で非開示とした嘱託員氏名を開示することを求めている。

3 実施機関の開示決定及び一部開示決定理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定し本件処分を行った理由及び別表4の文書を特定し本件追加一部開示決定を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

非開示とした氏名は、ぷらっと栄の職員の氏名である。公務員の氏名は、本号ただし書アの規定により開示又は非開示を判断するものであり、一般に販売されている職員録等に氏名が掲載されている場合には、慣行として公にされており、本号ただし書アに該当し、開示すべき情報と判断することができる。しかしながら、当該職員は嘱託員であり、嘱託員の氏名は、一般に販売されている職員録等に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しない。

(2) 本件審査請求文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において、所属団体と地域振興課の担当者間において記事内容をめぐる意見の隔たりが生じ、面接、電話又は電子メールにより意見調整が図られたにもかかわらず、記録がないことについて疑義があると主張している。

地域振興課では、開示請求を受けて求められている文書を特定するために、審査請求人と連絡及び調整を行い、開示請求に対する決定を行った。その際、所属団体と地域振興課との間でやり取りした電子メール（添付ファイルを含む。以下同じ。）は不要であるとの認識の下、所属団体以外の団体と地域振興課との間でやり取りした記録である文書2を特定した。しかしながら、審査請求人は、審査請求書において所属団体と地域振興課職員との間でやり取りした電子メールも求める旨の記載をしていることから、掲載記事に関する所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールである別表4の文書を追加で特定し、平成28年8月3日栄地振第567号において、条例第7条第2項第2号に該当する情報を非開示とする本件追加一部開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分及び本件追加一部開示決定に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分及び本件追加一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) ぷらっと通信平成27年特定月A号及び地域情報紙『タウンニュース』栄区版平成28年特定月日B号掲載「さかえ de 輝くサークル」紹介において、審査請求人もその一員である所属団体についての紹介記事を作成・掲載するにあたって、会の代表らと地域振興課の担当者間において記事内容をめぐる意見の隔たりが生じ、面談あ

るいは電話又は電子メールにより意見調整が図られたにもかかわらず、それに係る情報の開示は行われず、口頭での強い要請に対しても「記録は一切無い」と告げられた。

- (2) 実施機関の弁明書は、審査請求人が審査請求書で述べた審査請求の理由の記述に対して明確に答えていないばかりか、平成28年8月17日の定例記者会見において市長が新聞記者の質問に答えるかたちで述べた本件関連の事実関係や見解また当該市民団体への対処の方向性と整合するものではない。
- (3) 写しを交付された文書（メール）は、ぷらっと栄の職員と思われる発信人名及び宛先が非開示とされ、いつ、だれが、どういう交信、協議を経て不当な書き換え行為を行ったか不明となっている。
- (4) 実施機関の弁明書には、非開示とした氏名及びメールアドレスはぷらっと栄の嘱託員であり、嘱託員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないので非開示とした」とあるが、それは横浜市における統一的な慣行なのか。また、正規職員、非正規職員ないしは嘱託員であることをどのような形で市民に明示しているのか、なぜそうした立場にある職員が本件書き換え事件のような市民団体にとって重要かつ不適切な行為・措置を行ったのか、ひいてはいかなる根拠によりそのような権限を有したのか、明確な規範ないしは基本方針を示されたい。
- (5) 本件一部開示決定において開示された文書では、平成27年特定月A及び平成28年特定月日Bのサークル紹介記事の作成をめぐる所属団体代表者等と地域振興課及びぷらっと栄の職員との対面もしくは電子メール、電話による対応についての記録は一切開示されず、口頭による請求に対しても電子メールによる記録は一切存在しないこと、また担当職員の氏名は公開できないとの返信があった。

本件追加一部開示決定で開示された理由と、文書特定の基準を具体的に示すとともに、市長の記者会見における答弁の論拠となった関係者の証言及びなお非開示となった関連資料の有無について明らかにすべきである。

5 審査会の判断

- (1) ぷらっと通信及びタウンニュースの団体紹介記事作成に係る事務について
栄区では、市民局市民協働推進部地域活動支援課が制定した市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン（2003年11月制定。2005年6月改定）を受けて、栄区市民活動支援センター・生涯学習支援センター事業要綱（平成18年12月15日制定

栄地振第1155号（区長決裁）。以下「センター事業要綱」という。）を定め、これに基づき地域振興課の事業として、地域で生涯学習、市民活動、ボランティア、NPOなど様々な分野で活動している団体やこれから活動しようとする人を支援する拠点となるぷらっと栄を区役所とは別の場所で事業展開している。

ぷらっと栄では、ぷらっと栄の最新情報や区内の活動情報を掲載する情報紙である「ぷらっと通信」を平成27年度までは隔月で、平成28年度以降は毎月発行している。

栄区では、区内で活動する団体を区民に紹介するため、ぷらっと通信で団体紹介を行っていたほか、地域情報誌「タウンニュース」に「さかえ de 輝くサークル」という掲載枠を確保して団体の紹介を行っていた。

ぷらっと通信に活動団体の情報の掲載を希望する団体は、掲載希望月の2か月前の中旬から下旬に掲載依頼書をぷらっと栄に提出することとされていた。また、タウンニュースの「さかえ de 輝くサークル」欄については、栄区がぷらっと栄の登録団体から活動紹介の掲載依頼書の提出を受け、掲載依頼書に記載されている内容を参考に地域振興課が掲載記事を作成していた。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載されている別表1の内容に該当すると考えられる別表2及び別表3に記載の各文書である。

実施機関は、本件開示請求に対して、別表2の文書について本件開示決定を行い、別表3の文書について、個人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書において、別表3の文書2について、所属団体と地域振興課とのやり取りの文書が含まれていないこと及び別表3の文書中にある嘱託員の氏名を非開示とした理由がない旨を主張している。

実施機関は、この主張を受けて、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録である別表4の文書を特定して本件追加一部開示決定を行った。

本件追加一部開示決定を受けた後も、審査請求人は反論書において「非開示となった関連資料の有無を明らかにすべき」と主張している。

そこで、当審査会としては、本件処分及び本件追加一部開示決定において実施機関が行った文書特定の妥当性及び実施機関が非開示とした嘱託員の氏名の条例第7

条第2項第2号の該当性について、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書及び別表4の文書のほかに、所属団体と地域振興課の職員との間でのやり取りの記録があるはずであると主張している。一方、実施機関は、本件審査請求を受けて、本件審査請求文書のほかに、別表4の文書を対象行政文書として特定し、本件追加一部開示決定を行ったと説明している。

イ そこで、当審査会としては、実施機関が本件審査請求文書を特定して本件処分を行ったこと及び別表4の文書を特定して本件追加一部開示決定を行ったことの妥当性について確認するため、平成29年4月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求の時点の審査請求人との口頭のやり取りにおいては、審査請求人は所属団体と地域振興課とのやり取りの経過は承知しているために、所属団体との記録は本件開示請求の対象に含めず、登録団体紹介記事の原稿を変更したことがある他の団体と地域振興課とのやり取りの記録に関して開示を求めるとのことであった。このため、実施機関は、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書から除き、他の団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書として特定した。

(イ) 審査請求人との口頭のやり取りを踏まえて対象行政文書を特定の上、本件処分を行ったが、本件に係る開示請求書の「請求項目5) 同上 紹介記事作成にあたって当該団体と記述内容をめぐって何らかの意見の隔たりが表面化したケースの有無、あった場合は、その概要及び処理状況についての資料・メモなど記録一式」との記載については、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を除く旨の補正を求める、確認した上で補記をする等の対応は取らなかった。

(ウ) 審査請求書において所属団体と地域振興課とのやり取りの記録も含む趣旨であるという審査請求人の主張がなされたこと及び本件に係る開示請求書において除外する旨の補正は行われていなかったことから、所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールを本件開示請求に係る対象行政文書として追加特定し、本件追加一部開示決定を行った。

本件追加一部開示決定を行うに当たっては、以下の探索を行った。

(エ) 本件における関係職員は、ぷらっと通信掲載原稿の確認対応を行った嘱託員1名、タウンニュース掲載原稿の確認対応を行った嘱託員1名及びこの2名の

不在時に対応を行った嘱託員1名の計3名のぷらっと栄の嘱託員並びに地域振興課の職員1名及び係長1名の計5名である。

- (オ) 対象行政文書の探索、再確認の具体的方法としては、本件審査請求を受けた後、関係職員の上司である地域振興課長及び地域振興課係長の指示の下、当時業務で使用していたぷらっと栄のパソコン3台のハードディスク内に残っている電子メールのやり取りの記録について、ぷらっと栄の複数の嘱託員が、ファイル検索機能を用いて該当するファイルを探索した。その後、地域振興課の職員がぷらっと栄に行き、電子メールのやり取りの記録について再度探索した。

ぷらっと栄の嘱託員とやり取りする可能性のある地域振興課の職員及び係長の使用していたパソコン2台についてもハードディスクに残っている電子メールのやり取りの記録を地域振興課の職員及び係長がファイル検索機能を用いて探索した。

- (カ) 電子メール以外のやり取りの記録や文書については、地域振興課の職員が関係職員の使用していたパソコン全てのハードディスク内を所属団体名や関係する個人名でファイル検索機能を用いて探索するとともに、紙文書を保管している共用キャビネットについても地域振興課の職員が探索したが、該当する文書の存在を確認できなかった。

- (キ) ぷらっと通信及びタウンニュースの登録団体紹介記事の最終原稿は、決裁を受けた後に保存しているが、変更の経過は当該決裁文書には記載されていない。登録団体紹介記事の掲載原稿の所属団体と地域振興課とのやり取りは、通常の事務処理方法として電子メールで行っており、前記(ウ)の電子メールのほかに別途やり取りの記録も作成していない。

- (ク) 以上の探索の結果、地域振興課がぷらっと通信への掲載依頼書の提出を依頼した以降の該当する前記パソコン計5台のハードディスク内のデータに残っている電子メールのやり取りの記録について、当該団体の代表者及びその他の会員と地域振興課とのやり取りのあった電子メールを特定し、その全てを紙に打ち出して、内容を確認して本件追加一部開示決定を行った。

ウ また、当審査会が改めて確認したところ、本件に係る開示請求書には「「栄区発行『ぷらっと通信』および『タウンニュース』栄区版の「さかえ de 輝くサークル」掲載にあたっての行政文書・資料の一式」・・・「5) 同上 紹介記事作

成にあたって当該団体と記述内容をめぐって何らかの意見の隔たりが表面化したケースの有無、あった場合は、その概要及び処理状況についての資料・メモなど記録一式」と記載されているが、当該項目の補正及び補記はされていなかった。

エ 以上を踏まえて、当審査会としては次のとおり判断する。

(ア) 前記のとおり、本件開示請求に係る対象行政文書の特定にあたって、審査請求人と地域振興課との間で口頭によるやり取りがあったとしても、本件に係る開示請求書の記載からは、審査請求人が所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を本件開示請求の対象から除いていると解する記載は認められなかった。

(イ) したがって、実施機関が所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールについて、本件開示請求の対象行政文書として特定しなかったことの根拠は確認できず、口頭のやり取りを踏まえて所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を対象行政文書から除いたとする実施機関の主張は是認できない。

(ウ) しかしながら、本件審査請求を受けて、所属団体と地域振興課とのやり取りの電子メールを、本件開示請求の対象行政文書として追加特定し、本件追加一部開示決定を行ったことは、結果として妥当であったと考える。

(エ) 次に、地域振興課は、登録団体紹介記事の原稿を修正する場合は、該当する団体と電子メールでやり取りしており、修正後の最終原稿で掲載に係る決裁を経ている。当審査会で、当該電子メールを確認したところ、登録団体紹介記事の原稿修正について、複数回にわたる登録団体と地域振興課との一連のやり取りが確認できた。このような実施機関の事務処理方法や登録団体と地域振興課との一連のやり取りが当該電子メールの内容で確認できることを踏まえると、追加特定した別表4の文書のほかに所属団体と地域振興課とのやり取りの記録について存在しないという実施機関の説明は特段不合理ではない。

(オ) また、当該電子メールのほかに、所属団体と地域振興課とのやり取りの記録の存在を推認させる特段の事情も確認できなかった。

(カ) したがって、本件審査請求文書及び追加で特定した別表4の文書のほかに審査請求人の求める文書は存在しないという実施機関の主張は、是認できる。

(4) 嘱託員の氏名の条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 審査請求人は、嘱託員の氏名を非開示とした根拠について説明を求めており、以下、嘱託員の氏名の本号該当性について検討する。

ウ 当審査会としては、実施機関が追加特定して本件追加一部開示決定したものを含めて、嘱託員の氏名を本号に該当するとして非開示としたことの妥当性について確認するため、平成29年4月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) ふらっと栄の職員は、嘱託員であり、一般職職員である地域振興課の係長及び職員と連携し、地域振興課の課長又は係長の指揮の下、ふらっと栄の運営を行っている。

(イ) 嘱託員も一般職職員も共に名札を着用して窓口対応をしているが、嘱託員については職員録に掲載しておらず、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないため、条例第2条第2項第2号本文により非開示とした。

エ 以上を踏まえて、当審査会としては、次のとおり判断する。

(ア) 嘱託員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

(イ) 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員であり、ふらっと栄の嘱託員（以下「本件嘱託員」という。）は、センター事業要綱第8条に基づきふらっと栄に配置されている。

また、本件嘱託員の雇用期間は、横浜市区役所嘱託員就業要綱（平成4年4月1日総区第738号制定）第5条で「雇用開始の日から当該会計年度の末日まで」と規定されており、その職務内容は、同要綱第8条で「区長の指揮監督を受け、別表1・・・に掲げる職務内容のほか、区長が必要と認める職務を行う。」、同要綱別表1で「さかえ区民活動支援センターにおける市民活動・生涯学習に関する相談等の業務」と規定されている。

実施機関は、一般職職員の氏名については、職員録に掲載していることから、本号ただし書アで規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示している。

これに対し、雇用期間及び職務内容が限定され、一般職職員と職制が異なる嘱託員の氏名については、職員録に掲載されておらず、本号ただし書アで規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと解される。

(ウ) また、嘱託員の氏名は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(エ) したがって、嘱託員の氏名は本号本文に該当する。

(5) その他

実施機関においては、開示請求の対象となる行政文書の特定に当たって、開示請求者と調整の上絞り込みを行う場合には、開示請求者との齟齬が生じることのないように、開示請求者に開示請求書の補正を求め、あるいは自ら補記をするなど、適切に対応する必要がある。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し別表2の文書を開示とした決定及び別表3の文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定並びに別表4の文書を追加で文書特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

別表1 本件開示請求に係る行政文書の名称又は内容

開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄（別紙を含む）の記載
「栄区「ぷらっと通信」及び「タウンニュース」栄区版における登録団体紹介記事に関して、関係する資料・文書の一式」
『ぷらっと通信』および『タウンニュース』それぞれで紹介した登録団体・・・
2) 同上 団体紹介記事の一覧
3) 同上 紹介記事掲載にあたって登録団体が提出した元原稿
4) 同上 紹介記事作成にあたっての示した執筆要領
5) 同上 紹介記事作成にあたって当該団体と記述内容をめぐって何らかの意見の隔たりが表面化したケースの有無、あった場合は、その概要及び処理状況についての資料・メモなど記録一式
6) その他、栄区内における市民利用施設（以下の11施設）の利用や市民活動のあり方等についての通達・確認文書
<ul style="list-style-type: none"> ・ さかえ区民活動センター ・ 上郷地区センター ・ 豊田地区センター ・ 本郷地区センター ・ 飯島コミュニティハウス ・ 上郷矢沢コミュニティハウス ・ 庄戸中コミュニティハウス ・ 本郷小コミュニティハウス ・ 栄区民文化センター リリス ・ 栄公会堂 ・ 栄図書館

別表2 当初開示決定した行政文書

	行政文書の名称
(1)	タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼書
(2)	さかえ区民活動センターぷらっと栄パンフレット
(3)	ぷらっと栄の利用について（確認事項）
(4)	横浜市上郷地区センターパンフレット
(5)	豊田地区センターのご案内
(6)	横浜市豊田地区センターパンフレット
(7)	横浜市本郷地区センターご利用案内
(8)	飯島コミュニティハウス案内
(9)	横浜市上郷矢沢コミュニティハウス利用案内
(10)	庄戸中学校コミュニティハウスご利用案内
(11)	本郷小学校コミュニティハウスパンフレット
(12)	横浜市栄区民文化センターリリスご利用のてびき『会館のご案内』
(13)	横浜市栄区民文化センターリリスご利用のてびき ホール
(14)	横浜市栄区民文化センターリリスご利用のてびき ギャラリー
(15)	栄公会堂パンフレット
(16)	横浜市立図書館利用のご案内

別表3 当初一部開示決定した行政文書

	行政文書の名称
(1)	タウンニュース“さかえ de 輝くサークル”への掲載依頼文ひな形（平成27年度以前のもの）（本答申中「文書1」という。）
(2)	掲載記事に関する団体との記録（所属団体と地域振興課とのやり取りの記録を除く。）（本答申中「文書2」という。）
(3)	「ぷらっと通信 登録団体紹介」記事一覧及び元原稿（本答申中「文書3」という。）
(4)	「タウンニュースさかえde輝くサークル」記事一覧及び元原稿（本答申中「文書4」という。）

別表4 本件審査請求を受けた後に、追加特定し一部開示決定した行政文書

	行政文書の名称
(1)	掲載記事に関する団体との記録（文書2を除く）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月18日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日 (第300回第二部会) 平成28年9月27日 (第295回第一部会) 平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・諮問の報告
平成28年10月7日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成29年3月28日 (第301回第一部会)	・審議
平成29年4月25日 (第302回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・審議
平成29年7月25日 (第305回第一部会)	・審議
平成29年8月7日 (第306回第一部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1438号)

平成29年9月26日

横情審答申第1438号

平成29年9月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年9月6日総労第737号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について
人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値
の統計」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成18年度から平成27年度 市職員社会人採用の職歴換算率について 人事委員会規則第17号第26条第2項別表3任用時の経験年数換算率の実績値の統計を開示ください。統計処理された文書が作成されていない場合は個々の任用実績を基に統計処理をし、「事務職」等の区分ごとに。下記のような表を作成ください。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 社会人採用職員の初任給の決定については、個人ごと、個々の職歴ごとに職歴の換算率（以下「換算率」という。）を適用しており、また、統計として利用することもないことから、当該事務を執行する上で請求されているような文書を作成する必要がない。そのため、本件において対象とされた行政文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) 実施機関では、職員の申告内容を基に計算処理した個人ごとの文書は保有している。審査請求人は、審査請求の理由として「個々の職歴ごとに判断した換算率の文書は存在するはず」と記載しているが、それは個人ごとの文書であり審査請求人が求めるような統計処理がされたものではない。

なお、開示請求は、開示請求日時点において実施機関が保有する行政文書を開示する制度であり、開示請求によって新たに文書を作成する制度ではない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 任用時の経験年数換算率の実績値の統計としての文書がなくとも、個々の職歴ごとに判断した換算率の文書は存在するはずである。
- (3) 総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）は、初任給格付けマニュアルを用いて新規任用者の初任給を決定している。新規任用者の職歴の換算率の決定は翌年度の予算に直接結びつく事項であるので、「換算率の決定」と「その内訳」は決裁が必要であり、その人数を記した書類がないとは考えられない。もし存在しないとなれば、労務課は必須業務を行っていないことになる。
- (4) 法令に定められていない内部運用向けの初任給格付けマニュアルでは、事務職の職歴換算率について、民間出身者を公務員出身者より一律一割減とされており、公務員を優遇して扱い、民間経験者を不当に安く働かせている。このような職歴換算率を定める規則の不合理性を裏付けるためにも本件開示請求を行った。
- (5) 採用時に適用された職歴換算率ごとに、採用後の業務成果や業務成績等から横浜市への貢献度を照らし合わせて、職歴換算率の適用が適正であったかを含め、職歴換算率を見直していくことが必要である。

人事というのは投資であり、どれだけの投資（人件費）を使って、どれだけの回収（貢献額）ができたかを調査し、その投資効果を検証すること（費用対効果の検証）は、現在の人事施策の検証と将来の人事計画の作成に必要不可欠なものである。これらは人事労務の業務として行うべき業務なので、当然文書はあるはずと考える。

5 審査会の判断

- (1) 初任給の決定に係る事務について

横浜市では、一般職の職員の給与に関し、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）で給料表等を定めており、職務の級及び号給に応じた給料等を支給している。新たに採用された職員の初任給は、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号。以下「初任給規則」という。）に基づき決定される。

初任給規則第6条第1項別表第2の初任給基準表では新たに職員となった者の区

分ごとの号給を定めており、学歴、免許等を取得した以降に職歴等の年数がある場合には、任用規則第26条第2項別表第3に定める経験年数換算表の換算率を適用して経験年数とし、経験年数のうち5年までの年数の月数について12月で除して得た数と5年を超える年数の月数について15月で除して得た数とを合算した数に4を乗じた数を初任給基準表の号給に加算する。

労務課では、まず、採用予定者自身が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づいて、適用する換算率を判断し、経験年数を計算する。次に、経験年数から経験年数換算表の号給に加算する号給を計算し、計算結果を総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）へ提出する。労務課から提出された計算結果を受け、人事課では採用時の号給を決定している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、平成18年度から平成27年度までの横浜市職員社会人採用試験において採用された職員が有する職歴の換算率について、前職が国家公務員、地方公務員、公共企業体職員又は地方公営企業体職員（以下「公務員等」という。）及び民間における企業体、団体等の職員（以下「民間職員等」という。）の職歴別に、換算率の適用人数を統計としてまとめた行政文書を求めていると解される。

イ 実施機関は、初任給を計算する際に、採用予定者が有する個々の職歴ごとに換算率を適用しており、統計として利用することはないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めているような統計処理された文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 採用予定者は、採用前に公務員等だけでなく民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合もあり、その際は、採用予定者一人の職歴に対し異なる換算率が適用されることとなる。そうすると、審査請求人が求めているような職歴別に換算率の適用人数を統計として割り出すことは難しい。

(イ) 採用予定者の採用前の職歴は、職種や期間、雇用形態など様々であり、換算率は採用時に採用前の職歴に応じた調整をして全ての職員の初任給の号給を決

定するためのものである。初任給の号給は配属前に決定する必要があるが、採用直後の配属先やその後の異動先における業務内容は多岐にわたり、常に採用前の職歴を活かせる業務に就くとは限らない。採用時の初任給決定は、採用前の職歴に基づくものである。

(ウ) 採用時の換算率にかかわらず、採用後は、職員が職務においてどのような業務成績をおさめ、成果を上げたかについて人事考課制度に基づき職員に対する評価を行っている。職歴換算は、採用時に採用予定者が有する年齢や職歴がそれぞれ異なることを考慮して、初任給を決定するための調整作業である。職歴換算は採用予定者の評価制度ではなく、採用後の人事評価と結びつけるものではない。そのため、採用後の人事評価は採用前の換算率と相関関係を見出すものではない。したがって、職歴ごとに換算率適用について統計処理をすること及び換算率ごとに採用後の成果を追うことは業務として必要がないと考える。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関の説明によると、換算率は、採用予定者が採用前に有する職歴に対して適用されるものであるとのことであった。採用後は、多種多様な職務内容に従事することとなり、採用前の職歴が必ずしも活かされるとは限らないという事情に鑑みると、採用時の換算率を基に採用後の業務成績を追うことはしておらず、審査請求人が主張するような費用対効果の検証のために統計をとる必要がなく、統計処理を行っていないとする実施機関の説明に不自然な点はない。

(イ) 職歴換算は採用予定者が有する職歴を基に採用予定者を評価するためのものではなく、採用時に様々な職歴を有する採用予定者の初任給を職歴に応じて調整するための一要素であり、採用後に職員に対して行う人事評価とは性質を異にするという実施機関の説明は理解できる。

したがって、採用前の職歴換算と採用後の人事評価には連続性が生じるものではなく、職歴ごとに適用される換算率について統計処理が必要であるという特段の事情は認められない。

(ウ) また、当審査会で実施機関に確認したところ、横浜市では、毎年、社会人採用により100名前後の事務職を採用しており、その中においても公務員等及び民間職員等の複数の種類の職歴を有している場合も多いとのことであった。

そうすると、採用予定者の換算率は一律に統計処理できるものではないと解される。

(エ) なお、審査請求人は、統計処理された文書が作成されていない場合には個々の任用実績を基に設計処理をし、区分ごとに表を作成することを求めている。しかし、情報公開条例第5条に規定する開示請求権は、開示請求時点で実施機関の保有している行政文書について、あるがままの形で開示することを求めることができる権利であって、新たに作成して開示することを義務付けるものではない。

(オ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年9月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日 (第300回第二部会) 平成28年9月27日 (第295回第一部会) 平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・諮問の報告
平成28年10月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月24日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年4月25日 (第302回第一部会)	・審議
平成29年5月19日 (第303回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年7月25日 (第305回第一部会)	・審議
平成29年8月7日 (第306回第一部会)	・審議

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1439号)

平成29年9月26日

横情審答申第1439号

平成29年9月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年1月16日総労第1373号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種が記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種が記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「現存文書すべて 総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種が記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。「同種」「異種」は職員の判断による、との説明があったが、個々の判断を職員がおこなっているとは考えられない。具体的な職種が記された分類表があつてしかるべき、と考えるので、その公開を請求します。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであつて、その理由は、次のように要約される。

- (1) 社会人採用職員の本市採用前の職歴については、職員本人が職種及び職務内容を申告している。職員本人が申告している職種名だけで直ちに同種、異種の判断はしておらず、申告された個々の職務内容の詳細を確認することにより同種か異種かを判断している。
- (2) 審査請求人が主張するような具体的な職種を列記した「運用マニュアル」に類するものは作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が非開示とした本件審査請求文書の内容は、初任給格付けマニュアル（以下「格付けマニュアル」という。）にある公務員同種、民間同種、公務員異種、民間異種に分類される具体的な職種の記事された「運用マニュアル」である。本件審査請求文書の存在を否定することは、同種と異種の判断をする根拠が存在しないと言っていることと同意である。もし存在しないのであれば、換算率は公務員と民間の2種しかなく、公務員出身者と民間出身者の経歴換算で差別のある運用がされていることの証明である。
- (3) 代表的な職種の記された判断基準がなければ、同種か異種かの判断を行う担当職員の裁量に依存することになり、同種、異種の決定の基準が一意に定まらない。判断基準がないにもかかわらず職員の裁量に依存しない換算率を出すには、公務員経験は一律10割、民間経験は一律7割で換算するという方法を用いて運用しているとし考えられない。

5 審査会の判断

- (1) 初任給の決定に係る事務について

横浜市では一般職の職員の給与に関し、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）で給料表等を定めており、職務の級号給に応じた給料等を支給している。新たに採用された職員の初任給は、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号。以下「初任給規則」という。）に基づき決定される。

初任給規則第6条第1項別表第2の初任給基準表では新たに職員となった者の区分ごとの号給を定めており、学歴、免許等を取得した以降に職歴等の年数がある場合には、任用規則第26条第2項別表第3に定める経験年数換算表の換算率を適用して経験年数とし、経験年数のうち5年までの年数の月数について12月で除して得た数と5年を超える年数の月数について15月で除して得た数とを合算した数に4を乗じた数を初任給基準表の号給に加算する。

総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）では、まず、採用予定者自身が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づいて、適用する換算率を判断し、経験年数を計算する。次に、経験年数から経験年数換算表の号給に加算する号給を

計算し、計算結果を総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）へ提出する。
労務課から提出された計算結果を受け、人事課では採用時の号給を決定している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、労務課が保有する格付けマニュアルに記載されている「初任給格付の方法（事務）」の公務員同種、民間同種、公務員異種及び民間異種の4つに分類される具体的な職種の記された行政文書を求めていると解される。

なお、格付けマニュアルについては、審査請求人から別途開示請求がなされ、実施機関は開示決定を行い、審査請求人に開示している。

イ 実施機関は、採用予定者が採用前に申告する職種及び職務内容詳細を個別に検討し、過去の採用事例に鑑みて、同種又は異種の判断をしており、職種名だけで直ちに判断をしていないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めていると解される具体的な職種を列記した運用マニュアルに類するものは作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 同種又は異種の判断については、採用予定者が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づき、同種又は異種の判断を個別に検討している。記載されている職種名と職務内容詳細に違いがあり、結びついていない場合、職種名のみに基づき同種又は異種の判断をすると、実際の職務内容からかけ離れた判断を行うこととなる。したがって、職種名による一律判断ではなく、職務内容詳細から判断を行っており、判断に際しては、労務課の担当職員が複数で確認している。

(イ) 資格職で業務内容が全く同じである看護師や保健師等は公務員等と民間職員等の換算率に差は設けず、同種として換算しており、全ての職種において公務員等と民間職員等の換算率に差を設けているわけではない。

(ウ) 同種又は異種の判断に迷う疑義案件については、当該業務を前年度以前から複数年度経験している者を含む労務課の担当職員、担当係長及び課長による格付調整会議を開き、労務課としての最終判断を行っている。格付調整会議では、

疑義案件に係る申告書の職務内容詳細をパソコンの画面上で表示しながら、過去に類似事例がある場合には、当該事例のデータも参考に、いずれも個別具体的に検討し、判断している。したがって、過去の疑義案件を判断事例として集約した事例集や、同種又は異種の判断の手掛かりとなるようなものは作成していない。

- (エ) 同種又は異種の判断に基づき適用される換算率及び号給の計算結果については、当該年度の採用予定者全てのデータをまとめて、労務課長が決裁を行い、人事課へ提出している。

決裁時の伺文書には、採用予定者が記載する職種名及び職種内容詳細に加え、換算率、経験年数及び初任給の号給が記された申告書が添付される。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の説明によると、同種又は異種の判断については、採用予定者が記載する職種名からは、職務内容詳細が結びつかない場合があるため、職種名だけではなく職務内容詳細に基づいて判断を行っているとのことであった。仮に採用予定者が過去に営業職に従事していたとして、実際には営業のみならず経理等の総務業務を行う場合があることは想定し得る。このような事情に鑑みると、個別具体的に検討し職種名のみに基づき同種又は異種の判断を行わないため、分類ごとに具体的な職種名が列記された行政文書を作成する必要がないとする実施機関の説明は不合理とは言えない。

- (イ) もっとも、審査請求人が主張するように、職種名が記載された内部マニュアル等の文書がなければ同種又は異種の判断は労務課の担当職員の裁量によることとなり、一貫した客観性が担保されているかとの疑問が残る。そこで、当審査会で、行政文書性にかかわらず、過去の疑義案件に係る事例集や労務課の担当職員のメモ等の存否について改めて実施機関に確認したところ、採用予定者が記載する申告書のデータ以外に、判断の参考となる事例集やメモ等を含めていかなる資料や文書も作成しておらず、保有していないとのことであった。

同種又は異種の判断には、過去の疑義案件や判断基準に関する何らかの文書があるはずであるという審査請求人の主張もあるが、審査請求人が求める同種又は異種に分類される具体的な職種の記された文書の存在は確認できず、また、存在を推認させる特段の事情は認められなかった。

- (ウ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及

ぼすものではない。

ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、不自然とまでは言えない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書は保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年1月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年2月16日 (第208回第三部会) 平成29年2月24日 (第309回第二部会)	・諮問の報告
平成29年2月24日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・諮問の報告
平成29年4月25日 (第302回第一部会)	・審議
平成29年5月19日 (第303回第一部会)	・審議
平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年7月25日 (第305回第一部会)	・審議
平成29年8月7日 (第306回第一部会)	・審議